

さぬき市人権教育及び
人権啓発に関する基本指針
(改訂版)

2020（令和2）年12月

さぬき市

ご 挨拶

21世紀は、「人権の世紀」と言われ、人権の尊重と平和の実現が求められています。1948（昭和23）年に国際連合総会における『世界人権宣言』が採択され、その後、人権に関する条約や宣言も採択され、各国では人権に関する様々な取組が進められてきました。

さぬき市では、「人権は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための誰からも侵されることのない権利」であることに基づき、2014（平成26）年に、「さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本方針」を策定し、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、ハンセン病回復者及びHIV感染者等の様々な人権課題を掲げ、人権教育及び啓発に取り組んでまいりました。

しかし、人権を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、複雑かつ多様化してきており、依然として世界各地では、紛争や人種差別等が後を絶たず、我が国においては、現在もなお同和問題をはじめとする様々な人権問題が存在しています。近年、痛ましい児童虐待事件や様々なハラスメントに関わる事案に加え、性的少数者への偏見や差別、情報化の進展によるインターネット上での誹謗中傷や悪質な差別書き込み等、新たな人権問題も顕在化しています。

このようななか、国においては2016年（平成28）年に「人権に関する重要な3つの法律」いわゆる「人権三法」が制定され、本市においても2017（平成29）年7月にそれまでの人権に関する条例を全部改正し、「さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例」を制定し、人権問題の解決に向け取組を進めてきております。

また、2018（平成30）年に「さぬき市人権・同和問題意識調査」を実施し、市民の皆さんの人権問題に関する意識、現状及び課題の把握をしたところです。

これらのことを踏まえ、このたび、本市におきましては、新たな法律の施行や新しい人権課題が表面化するなどの社会情勢の変化に対応するため、基本指針を改訂いたしました。

結びに、今後も本基本指針に基づき、市民の皆さんと一体となり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、市民の皆さん一人ひとりの人権が尊重され、明るく平和な住みよい、共に生きることができるとともに、基本指針の改訂にあたり、ご審議賜りました「さぬき市人権擁護審議会」や関係者の方に心から感謝申し上げます。

2020年（令和2）年12月

さぬき市長 大山 茂 樹

目 次

1	策定の趣旨	1
2	基本的理念	1
3	策定の背景	
	(1) 国際社会の取組	1
	(2) 国・県の取組	2
	(3) さぬき市の取組	4
4	様々な人権を取り巻く現状と課題への対応	
	(1) 女性	5
	(2) 子ども	6
	(3) 高齢者	7
	(4) 障害者	8
	(5) 同和問題	9
	(6) 外国人	10
	(7) ハンセン病回復者、H I V感染者等	11
	(8) インターネットによる人権侵害	11
	(9) 性的少数者	12
	(10) 様々な人権課題	13
5	人権教育・啓発の推進について	
	(1) あらゆる場における人権教育	
	ア 学校等での取組	14
	イ 社会教育での取組	14
	①地域社会	14
	②家庭	15
	③企業	16
	(2) 人権啓発	
	ア 社会情勢等を踏まえた内容の充実	17
	イ 市民参加・体験型の啓発活動の実施	17
	ウ 親しみやすくわかりやすい情報発信の充実	17
	エ 人権啓発拠点施設の活用	17
	(3) 人材の育成	18
	(4) 相談体制の充実	18
	(5) 効果的な推進のために	
	ア 社会教育団体、市民団体等との連携	18
	イ 国・県との連携・協力	19
	ウ 庁内の推進体制	19
	エ マスメディア等の活用	19
	オ 基本指針の見直し	20

◎資 料

世界人権宣言（抜粋）	2 2
日本国憲法（抜粋）	2 3
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	2 5
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）	2 7
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	2 9
部落差別の解消の推進に関する法律	3 2
さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例	3 4
さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例（抜粋）	3 5
人権尊重都市宣言	3 7

1 策定の趣旨

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利で、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるものです。

複雑かつ多様化する現代社会においては人々の意識や社会情勢、人権を取り巻く環境に変化が生じており、これまで以上に人権を尊重し、協調と連帯の心を持つことが重要です。

本市では、あらゆる市民が人権意識の高揚に努めるとともに相互理解を深め、差別のない、明るく住みよい、共に生きていくことができる社会の実現を目指して人権教育及び人権啓発を進めてきました。

そのようななか、2000(平成12)年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、本市は2003(平成15)年3月に策定した「差別をなくし、人権を擁護するさぬき市総合計画」、2004(平成16)年3月に策定した「人権教育及び人権啓発の推進に関するさぬき市基本計画」を統一し、2014(平成26)年3月に「さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針」を策定しました。

今回はその指針を継承しつつ、2018(平成30)年9月に実施した「さぬき市人権・同和問題意識調査」(以下、「意識調査」という。)の結果を踏まえた見直しを行い、今後の人権教育・啓発について方向性を明らかにするために改訂するものです。

2 基本的理念

本指針は、市民が学校、地域、家庭、企業その他あらゆる場において実施される人権教育・啓発を通じて人権に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を日常生活において身につけ実践することにより、市民一人ひとりの人権が保障され、共に生きていくことができる社会の実現を目指すことを基本的理念とします。

3 策定の背景

(1)国際社会の取組

国連は、第二次世界大戦の経験から1948(昭和23)年12月、第3回総会において「世界人権宣言」を採択しました。それ以降、国連では「世界人権宣言」の内容を基礎とした「国際人権規約」「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する

る国際条約（人種差別撤廃条約）」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」及び「児童の権利に関する条約（児童の権利条約）」など、多くの人権に関する条約や宣言を採択しながら、人権が尊重される世界を目指して取組を進めてきました。

しかし、その後も世界各地において、人種や民族、宗教などの違いによる対立や経済制裁を起因とする紛争、飢餓、難民、テロなど人権に関わる深刻な問題が跡を絶ちません。

このような国際社会の深刻な状況を背景とし、世界人権宣言 45 周年となる 1993（平成 5）年 6 月に第 2 回世界人権会議がウィーン（オーストリア）で開催され、すべての人権が普遍的であり、人権尊重が国際的関心事であるとして、人権教育の重要性が確認され、「ウィーン宣言及び行動計画」を採択しました。

これを受け、1994（平成 6）年 12 月の第 49 回国連総会において、1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までを「人権教育のための国連 10 年」と定める決議とそれに伴う行動計画が採択されました。

これにより、各国は国内行動計画を策定し地方及び地域社会を基盤とした団体に対して支援することで、住民に対し実効ある人権教育を進めてきました。

国連行動計画の取組が最終年を迎えた 2004（平成 16）年 12 月には、国連総会において、世界各国で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005（平成 17）年から「人権教育のための世界プログラム」が開始されました。5 年ごとに段階を区切り、重点領域を定めて人権教育を推進しています。2020 年から第 4 段階に入り、対象を「若者」として、平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に重点を置くこととしています。

また、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として SDG s が全会一致で採択されました。2030 年度を年限とした 17 の国際目標から成り、ジェンダー、不平等など人権に係る内容も含まれています。世界的な人権意識の高まりを注視していく必要があります。

(2) 国・県の取組

わが国では、1947（昭和 22）年に「基本的人権の尊重」などを基本原理とする「日本国憲法」が施行され、この憲法が保障する基本的人権の確立とその擁護を図るため「教育基本法」「障害者基本法」「高齢者対策基本法」「男女共同参画基本法」などの法律を制定し、誰もが公平・公正を保てるよう各種施策が実施されてきました。

1965（昭和 40）年に「同和対策審議会答申」が出され、1969（昭和 44）年に

「同和対策事業特別措置法」が制定、それ以降、2002（平成14）年までの約33年間、同和対策事業が行われてきました。同和対策に関する事業は、本特別措置法の失効後、一般対策事業で行われています。

他方、人権尊重の潮流が国際的に進展する中で、国際社会の一員としての役割を果たすため、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准し、人権尊重社会の形成に努めてきました。

国連での「人権教育のための国連10年」の採択を受け、1997（平成9）年7月に国内行動計画が策定・公表されました。

この国内行動計画は、「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、わが国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うこと」を目的としています。

また、人権教育を進めるにあたっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者（市職員、教職員、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防関係者、マスメディア関係者等）に対する取組を強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、ハンセン病回復者、HIV感染者、インターネットによる人権侵害、性的少数者などの重要課題に積極的に取り組むこととしています。

さらに、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決に向けた在り方について検討した「地域改善対策協議会」は、1996（平成8）年の意見具申において、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきである」と提言しました。

こうした意見具申の趣旨に沿って、1996（平成8）年12月には「人権擁護施策推進法」が5年間の時限法として制定され、同法に基づき「人権擁護審議会」が法務省に設置され、第1号答申である「教育及び啓発に対する施策の総合的な推進に関する事項について」として2000（平成12）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

この法律では、人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明記されるとともに、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国に義務づけられ、2002（平成14）年3月に国の基本計画が策定されました。

そのようななか、人権の尊重が根本原則に謳われているオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定し、2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、同年6月には「本

邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、同じく 12 月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、これらは人権三法と呼ばれています。

本県においては、1998（平成 10）年 3 月、「香川県人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置して、1999（平成 11）年 3 月、「人権教育のための国連 10 年香川県行動計画」を策定しました。

また、2003（平成 15）年 12 月に「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めています。2013（平成 25）年 12 月には、県の総合計画や個別計画との整合性を図るとともに、人権に関する法律の整備や新たな人権課題に対応するため、基本計画の一部を改正しました。また、2015（平成 27）年 12 月に策定した「新・せとうち田園都市創造計画」においては、人権尊重社会の実現に向け、人権啓発の推進、人権・同和教育の推進、人権擁護活動の充実といった施策について実施することを明記しています。

(3) さぬき市の取組

本市は、2002（平成 14）年 4 月 1 日に津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町が合併して誕生しました。合併前はそれぞれの町において、「人権擁護条例」や「『人権教育のための国連 10 年』行動計画」などに基づき施策を推進してきました。

合併とともに「さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」を制定し、2003（平成 15）年 3 月に「差別をなくし、人権を擁護するさぬき市総合計画」を策定しました。

また、2003（平成 15）年 9 月 9 日には「人権尊重都市宣言」を行い、2004（平成 16）年 3 月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「人権教育及び人権啓発の推進に関するさぬき市基本計画」を策定し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に取り組んできました。

2016（平成 28）年にいわゆる人権三法が施行されたことを受け、2017（平成 29）年 6 月に「さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」を「さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例」に全部改正しました。

今後も国や県の人権教育・啓発に関する基本計画の積極的な推進を図るとともに、本市の第 2 次さぬき市総合計画中期計画、さぬき市教育大綱及びさぬき市教育振興基本計画並びに本指針に沿い、あらゆる分野で総合的かつ積極的に推進します。

4 様々な人権を取り巻く現状と重要課題への対応

(1)女性

本市では、2004（平成16）年に「さぬき市男女共同参画プラン」を策定するとともに、2009（平成21）年には「さぬき市男女共同参画推進条例」を公布・施行し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

このうち、2017（平成29）年に行った市民アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別によって価値観を押しつける考え方に75%以上が反対と回答するなど、自分の個性や能力を生かすことを大切に思う市民が増えています。一方、依然として男女間で不平等を感じている市民の存在も明らかになったことから、引き続き市民一人ひとりの固定的な役割分担意識にとらわれない意識改革につながる取組が必要です。

また、近年、家事や育児、介護などをしながら働き続ける女性が増えたことや社会・経済情勢の急激な変化によって、これまでの働き方とは違う仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）が求められるようになってきました。これまで「当たり前」と考えられてきた働き方を見直す意識を持つことが求められています。

さらに、配偶者や恋人からの暴力をはじめ、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、性的暴力などは、すべて人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。しかしながら、その加害者と被害者は、人権侵害の事実気づいていないことが多いことから、周囲の市民が変化に気づく意識や支援の手を差し伸べる勇気を持つことが大切です。

こうした状況を踏まえ、2019（令和元）年度を始期とする「第2次さぬき市男女共同参画プラン（改訂版）」では、家庭や地域、働く場において「一人ひとりが意識を変える」をキーワードに掲げ、生涯を通じた男女共同参画意識を浸透させる機会の提供をはじめ、多様な働き方への理解促進、暴力の根絶につながる広報・啓発活動の推進に継続して取り組みます。

【具体的な取組】

- ・男女共同参画意識の醸成につながる市民参加型事業の実施
- ・ワーク・ライフ・バランス推進啓発活動の実施
- ・DV（デートDV）防止啓発活動の実施

(2)子ども

本市では、1951（昭和26）年に制定された「児童憲章」及び1989（平成元）年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約（児童の権利条約）」の趣旨を踏まえ、教育・福祉・保健等の関係機関が連携を図り、常に子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を守るための取組を進めています。

家庭等における子どもに対する重大な人権侵害である「虐待」については、2000（平成12）年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」等に基づき、家庭児童相談室や要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の相談や通告を受けるとともに、虐待を受けている児童の保護や家庭の支援に努めています。

一方、学校等における子どもの人権問題である「いじめ」「体罰」「不登校」については、家庭と学校等との連携を密にし、常に子どもの動向を把握するとともに、スクールカウンセラーや相談機関の助言も受けながら問題の解消に努めています。

しかし、依然として虐待をはじめとする人権侵害や人権問題は解消されておらず、子どもの将来に様々な影響を及ぼしています。これらの背景には、社会や地域における人間関係が希薄になり、子育てをする保護者が周囲から孤立するなど、子育てをめぐる環境の変化が大きく影響していると考えられます。

したがって、虐待やいじめなどを未然に防止するためには、子育て不安に苦しむ保護者に対し、地域全体で子育てを応援していくことが求められています。

今後は、子どもの人権を守るため、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などの趣旨に沿った人権教育・啓発を行うとともに、子どもの発達・経験の個人差や国籍・文化の違いなどを互いに尊重する心が育つよう、子どもの人権に配慮した教育・保育を進めていきます。

さらに、2020（令和2）年4月からスタートの「第2期さぬき市子ども・子育て支援計画」に沿って、子どもを安心して産み・育てられる支援体制の整備や、子どもたちが明るくのびやかに育つ環境づくりなど、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に展開していきます。

【具体的な取組】

- ・子育て世代包括支援センターの設置（令和元年5月）
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置（平成31年4月）
- ・要保護児童対策地域協議会における研修・啓発活動の実施
（デートDV予防講演会の実施、オレンジリボン・児童虐待啓発キャンペーンの実施など）

(3)高齢者

超高齢化、核家族化に伴い、介護や支援を必要とする高齢者が増加する一方で、コミュニティの希薄化により地域での見守りが困難になっています。

このような状況にあつて、一人暮らし等で社会から孤立し、生活において支援を必要とする高齢者がますます増加しています。また、高齢者に対する虐待や振り込め詐欺（悪徳商法）による被害など高齢者の人権に関わる深刻な問題も生じています。

こうした状況を踏まえて、高齢者になっても住み慣れた地域において、健康で生きがいを持って安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めるとともに、住民同士がお互いの理解と協力の上で、支え合いながら生活できる長寿社会の実現を目指し、「住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念とする「さぬき市高齢者福祉計画」を2018（平成30）年3月に策定し、高齢者が安全に安心して生活を送ることができるように取組を進めてきました。

まず、地域において継続的に住み続けることができるように、一人暮らしであっても、認知症や要介護の状態であっても、地域の中で見守られ支えられ安心して暮らすことのできるように、安否確認システム、権利擁護システムを構築し、地域における安心な生活の確保を進めていきます。

次に、介護保険制度を将来にわたり安定的で持続可能なものとするためには、真にサービスが必要な高齢者が適正な要介護（要支援）認定を受け、事業者がルールに基づいてサービスの提供を行うよう、保険者機能を発揮した介護給付費等の適正化事業の一層の推進に努めていきます。

また、介護保険制度の多様なサービスについて身近なところで相談支援できる体制を充実させるため、地域包括支援センターを中核として地域の様々な機関が必要に応じて関わるができるようにネットワークを構築するなど機能強化を図ります。

超高齢化社会を迎え、高齢者が生きがいを持って生涯現役で過ごすためにも、食事や運動などの生活習慣の改善と機能低下を防ぐための介護予防事業が重要となります。各種介護予防事業の取組を推進することで、生活習慣病予防、自立支援・重度化防止に向けた取組を一層推進するとともに、高齢者が自らの豊かな知識や経験を生かした地域活動ができるよう、生きがいづくり、社会参加・社会貢献に向けた取組への支援を進めてまいります。

【具体的な取組】

- ・介護予防教室事業（元気のからくり教室）の実施
- ・さぬき市高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催

- ・さぬき市成年後見制度利用支援事業の実施
- ・さぬき市在宅医療・介護連携推進協議会の開催
- ・タクシー助成制度の実施

(4)障害者

本市では、障害のある人一人ひとりの生き方を大切にし、地域とのつながりやあたたかいふれあいのなかで、自分らしい生活を送ることができる「共生のまちづくり」を目指して、2003（平成15）年3月に「さぬき市障害者計画」を策定し、障害者施策の計画的な推進に努めてきました。また、具体的な障害者福祉のサービスの数値目標を定めた障害福祉計画を2007（平成19）年3月に策定し、計画の見直しも行いながら福祉施策の推進に取り組んできました。2018（平成30）年3月には、さぬき市総合計画等との整合性を図りつつ、従来の計画を発展させるとともに、児童福祉法の理念を踏まえた第5次さぬき市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定し、福祉施策の充実に向けて取り組んでいます。

しかしながら、なお、障害のある人々が、障害を理由に社会活動の様々な場面で感じる障壁により不利益を被ったり、障害についての理解や認識不足により、偏見や差別意識が生じたりする等、その自立と社会参加が妨げられることがあります。

こうした状況を踏まえ、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にしようとする共生のまちづくりを推進するため2019（平成31）年3月「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」を制定しました。本条例に基づき、障害のある人に対する偏見や差別意識を解消し、障害者の人権についての正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。そして、社会的な障壁の除去に対する取組を一層行うとともに、教育活動においても、障害のある児童生徒の実態を把握し、より充実した取組を進めます。

生活支援においては、障害のある人自らの選択により、適切に利用できる福祉サービスを充実させるとともに、障害のある人やその家族からの様々な相談を受ける体制を整備するなか、障害者等のニーズを的確に把握し必要な支援を行うよう取り組んでいきます。あわせて成年後見制度等による障害者の権利擁護事業の取組も促進していきます。

また、雇用・就労においても、障害のある人がその能力を発揮し、社会の一員として活動できるよう地域自立支援協議会での就労の取組を行うほか、幅広

く関係機関等と連携し、就労に向けた支援策の取組を行います。

【具体的な取組】

- ・発達障害者相談支援事業ほっとすてっぷの実施
- ・重度心身障害者等医療費支給事業の実施
- ・手話通訳者および要約筆記者の派遣
- ・障害者相談員の設置
- ・タクシー助成制度
- ・ガイドヘルパーの派遣

(5) 同和問題

2002（平成14）年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効しましたが、本市では、同和地区住民の生活の安定と自立を図るため、一般対策を有効かつ適切に活用することを基本として、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めながら、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を図るための取組を進めています。

しかし現在もなお、就労、教育の面での実態的差別や結婚や交際などの面における心理的差別について依然として課題が残されている状況となっています。また、情報化の進展に伴いインターネット上では、「部落地名総鑑復刻版」「誹謗中傷や差別を助長する書き込み」などの差別的情報が氾濫し、同和地区の存在に関する問い合わせ事案も発生しています。

意識調査結果では、結婚や就職などでの身元調査について「必要ない」と回答した人が5割を超えるものの、まだ4割の人が必要性を感じており、また、「住宅を選ぶ際に同和地区を考慮する」、いわゆる土地差別については、約7割の人が肯定するなど理解が進んでいない状況です。同和問題の解決に関しての「自然解消論」「寝た子を起こすな論」などの回答もあり、同和問題の解消に向け、正しい理解や認識を深め、自分自身のこととして考える教育・啓発が求められています。

また、「えせ同和行為」の横行は、市民の同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな要因となっています。

こうした状況を踏まえ、今後は、2016（平成28）年に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」を基軸に、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げてきた成果を生かせるよう、すべての市民がお互いの人権を尊重する社会づくりのための教育・啓発活動をあらゆる場において進めるとともに、辛立文化センター・教育集会所・公民館等を拠点に、周辺地域との交流を促進する中で、日常生活に根ざした身近な人権課題や実例を挙げながら、「気づき」

「学び」「行動する」ことができる教育・啓発活動の充実を図ります。

さらに、関係機関及び企業などと連携し、公正な採用選考に関する啓発をより一層推進するなど、雇用の面での差別意識の解消に努めるほか、「えせ同和行為」や「インターネットによる人権侵害」について、企業等をはじめ広く市民に対し周知・啓発します。

【具体的な取組】

- ・登録型本人通知制度
- ・企業研修の実施
- ・人権出前講座の実施
- ・市職員等研修の実施
- ・広報媒体を活用しての啓発

(6)外国人

2020（令和2）年1月現在、本市の住民基本台帳に登録している外国人は約450人となっており、国際化の進展と外国人労働者の増加に伴って外国人住民は増加傾向にあります。さらに、外国人住民の出身国・地域が20以上となるなど、市民の文化的背景や生活習慣の多様化も進んでいます。

地域において、外国人住民にも暮らしやすい環境づくりを推進していくためには、単に行政が外国人住民に対して必要な施策を講じるだけでなく、地域全体が、日常の生活を共にする市民の一員として、外国人住民の人権を尊重し、温かく受け入れていく姿勢が重要です。

しかしながら、現実には言語や宗教、文化、習慣などへの理解不足から生じる偏見や差別意識によって、賃貸マンション等への入居拒否のほか入店や利用拒否などの差別事象が発生している現状があり、時として地域や働く場において摩擦が生じています。また、世界各地で日々発生している、一部の人によって引き起こされる事件など、偏った価値観に基づいて理解し、差別や偏見を増幅させるような言動による人権問題が発生しています。近年、我が国においては、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが後を絶ちません。

こうした状況を踏まえ、同じ地域に住む外国人住民の文化や習慣の違いなどを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の一員として共に暮らすことができる「多文化共生社会」への理解を促す意識づくりを推進します。また、状況や対象を問わず多くの人々が理解しやすい共通言語として注目を集める「やさしい日本語」の普及啓発など、市民の国際理解を深める活動に継続して取り組みます。

【具体的な取組】

- ・「やさしい日本語」普及啓発活動の実施
- ・異文化理解につながる市民参加型事業の実施
- ・小・中学校での国際理解教育の推進
- ・本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）の周知

(7)ハンセン病回復者、HIV感染者等

ハンセン病に関しては、1996（平成 8）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、強制的な隔離政策は終結しましたが、現在も残る偏見と長い療養生活のため、多くの入所者は、高齢であることもあり社会復帰が困難な状況になっています。

2008（平成 20）年 6 月にハンセン病問題の解決の促進に関する基本理念を定めた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、2019（令和元）年 11 月にはハンセン病回復者とその家族についても名誉の回復と、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営めるための基盤整備等を行うとして法改正が行われました。

こうした状況を踏まえ、ハンセン病回復者やその家族に対する偏見や差別意識の解消に向けて、学校等との連携のもと、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病回復者等への理解を深めるための啓発活動を推進します。

H I V感染者等に対しては、病気に関する正しい理解が不足していることにより偏見や差別意識が生まれ、就職で不利になったり、病院で診療を拒否されるなどの人権問題につながっています。

H I V感染症を完全に治す薬はありませんが、感染したことに早く気づき、適切な治療を行えば、発症を予防したり、遅らせることができます。また、通常の日常生活を送る限り、周囲の人がいたずらに感染を恐れる必要はありません。

学校と保健機関等との連携のもと、病気に対する正しい知識の普及啓発活動を推進します。

(8)インターネットによる人権侵害

スマートフォン等の普及により様々な情報がインターネットで簡単に調べることができ、生活が便利になる一方、その匿名性を悪用して個人の情報が本人の知らないうちに収集・利用されたり、誤った情報が流されるというプライ

バシーの侵害による人権侵害や、インターネットを利用して他人への誹謗中傷や差別的書き込みが行われたりする人権侵犯事件件数が年々増加し、大きな人権問題になっています。

本市では香川県等と連携してモニタリングを実施し、同和問題に限らずあらゆる人権問題について、市民の人権を侵害する悪質な情報発信には、表現の自由に配慮しながら、プロバイダーに削除依頼を行い、人権侵害の防止に努めています。

また、インターネットにはたくさんの情報が氾濫しており、誤った情報も多くあることから、子どもたちを含む市民に対して、これらの情報を鵜呑みにせず、正しい情報を見極める力をつけることや、個人情報の取扱いや人権尊重に配慮することなど、モラルを持って正しく利用することについて、啓発に努めます。

(9) 性的少数者

こころとからだの性が一致しない、こころの性がはっきりしない、同性を好きになる、両方の性を好きになるといった人たちのことを広く称して、性的少数者（性的マイノリティ）とといいます。代表的なものにLGBTがあります。

近年ではLGBTであることをカミングアウトしているタレント等のマスメディア出演や、LGBTをテーマにしたテレビドラマが放映されるなど、認知度を高める機会が増えてきています。意識調査の結果では7割の人が「知っている」「聞いたことはある」と回答しており、特に若い世代ほど認知度が高くなっています。

しかし、LGBTは新しい人権課題であり、当事者の方が少数であることに加え、社会生活で理解が得られずに偏見をもたれ、差別的な扱いを受けるなど、自分らしく生きられないことがあります。

自分の性的指向や性自認を他人に知られたくない当事者にとって、本人の許可なく他人にアウティング（暴露）することは重大な人権侵害であることから、広く市民に対し啓発を進めます。

このほか、県内では性の多様性を尊重する取組のひとつで、同性カップルの関係を公に認めるパートナーシップ制度の導入が進められていることから、本市においても制度について調査研究を進める必要があり、導入の検討が必要不可欠です。あわせて、市民一人ひとりが、「パートナーシップ制度」を含め、LGBTなどの多様な性のあり方について、正しい理解や認識を深めるとともに、多様性を認め合う人権尊重の意識を高められるよう教育・啓発に取り組みます。

(10)様々な人権課題

刑を終えて出所した人については、保護司等と連携し社会復帰を進めています。しかし、罪を犯した人やその家族に対する差別や偏見は根強く残っており、就職や住居確保が困難を極め、再び罪を犯してしまうといったこともあります。

2016(平成28)年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律では、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記され、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する関係機関と連携を取りながら、立ち直ろうとする人を地域で支えていくために啓発活動を進めています。

さらに、ホームレス、アイヌの人々への差別といった課題も指摘されています。様々な人権問題に対応するため、保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員等と連携し、今後、新たに生じる問題も含めて、それぞれの問題状況に応じて、その解決のための施策の検討を行ないます。

5 人権教育・啓発の推進について

さぬき市は、「さぬき市まちづくり条例（平成17年条例第2号）」で、「今まで以上に『住みやすい』『ずっと住み続けたい』と思えるまちづくりを目指し、『市民が主体となるまちづくり』を推進しています。

さぬき市総合計画の中期計画では、人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意識や態度を身に付けることなど、「学ぶ意欲と豊かな心を育むまち」を基本目標として推進しています。

また、さぬき市教育大綱では、「あらゆる市民の人権を尊重し、協調と連帯の心を持つひとづくり」を基本方針とし、教育振興計画にはその方針のもと、施策を展開することとなっています。

これらのことから、『誰もが住みよいまちづくり』を進めるためには、人権尊重の精神を基盤とした行政の推進と人権尊重のできる市民を育てることが不可欠です。

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」を意味します。

差別事象の多くは、嫌がらせや差別することを意図していない、いわゆる無知・無自覚や、様々な人権問題に対して正しく理解や認識をしていない、いわ

ゆる無理解などから、結果として行動や発言が差別や人権侵害につながります。

一人ひとりの人権が大切にされる、住みやすい「さぬき市」のまちづくりには、意識調査の結果から約 5 割の人が「学校や社会での人権教育を充実する」ことを望んでいます。

このような状況を踏まえ、本市は、人権教育・啓発活動の重要性を認識し、「学び」の機会や場を提供する必要があるとともに、人権教育と啓発活動や学校教育と社会教育がお互いに融合、連携しながら人権尊重の精神の普及に努め、幼児から高齢者までのライフステージ及び地域の実情に合わせ、家庭や学校、企業や地域などのあらゆる場に応じた系統的な取組を推進します。

(1)あらゆる場における人権教育

ア 学校等での取組

学校等において、本市の「さぬき市教育振興基本計画」のもと、一人ひとりを大切にしたい教育を推進する観点から、人権尊重の精神を高める教育を推進しています。

また、保育所では、「保育所保育指針」、こども園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」をもとに「人権を大切にしたい心を育てる」保育及び教育を念頭に、幼稚園等と連携して、就学前人権教育の取組を進めています。

学校等では発達段階に応じた多様な教育・保育実践の推進から、自尊感情やお互いを思いやる気持ちを養うとともに日常生活の中の不合理に気づく人権感覚とあらゆる人権課題に対する偏見や差別を解消していく意欲と実践力の育成を目指しています。

さらに、学校等における人権教育・啓発を進めるだけでなく、幼児・児童・生徒の人権意識に大きく影響を与えるその保護者や教職員に対しても研修会・講演会等を通して、人権教育・啓発を図っていきます。

【具体的な取組】

- ・人権・同和教育推進事業の実施
- ・人権啓発作品づくり（作文、標語、習字、硬筆、ポスター）
- ・人権学習発表会の実施
- ・校外学習での人権に配慮した施設等の見学・体験

イ 社会教育での取組

① 地域社会

地域社会における人権教育では、生涯学習の視点に立ち、人権問題を単に知識の取得にとどまらず、すべての人が豊かな人権感覚が身につけることが

できるよう、人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意欲や態度を育成することを目指します。また、複雑かつ多様化した現代社会にあっては、市民ニーズを的確に捉え、日常生活の中にある身近で具体的な人権課題や課題解決事例を取り上げるとともに、当事者等の様々な立場の人との交流や意見交換を行うことや参加・体験型の講座を取り入れるなどの学習内容の相違工夫や充実に努めます。

また、地域社会における人権教育を進めるためには、「気づき」「学び」「態度や行動に表す」及び「市民とともに」をキーワードに行政はもとより、家庭や学校、企業や地域が一体となり、市民と一緒にあった取組の創造、創出することが必要です。幸立文化センター、教育集会所及び公民館などの地域に密着した施設を活用した人権教育・啓発活動を実施することに加え、社会教育関係団体や市民団体及び自治会などの地域の団体やグループを対象とした講座の推進に、より一層取り組みます。

また、市民等の自主的な学習を促進するために、講師派遣や人権に関する視聴覚教材の貸出しや資料提供及び人権講演会や人権劇等、人権教育推進のための事業に対する補助制度などで支援を行います。

さぬき市人権・同和教育研究協議会は、本市の人権・同和教育の推進に大きな役割を果たしていることから、組織のより一層の活性化や実効性のある活動を推進するとともに、行政との連携を図りながら、「市民総ぐるみ」で人権尊重都市の実現を目指します。

【具体的な取組】

- ・人権出前講座の実施
- ・人権・同和教育推進事業補助金の活用による教育・啓発

② 家庭

家庭は、幼児期における自尊感情の育成や子どもの成長過程における人権意識の形成のための最も重要な場であることから、家庭教育の充実に取り組みます。家庭での日常生活において、まず、保護者自身が偏見を持たず、差別をしない、許さない態度を子どもたちに示すことが肝要であるとともに、子どもが学校等で正しく学び、理解をしているにもかかわらず、時として誤った認識により形成された差別意識により、子どもに影響を与える場合もあることから、保護者等への人権教育・啓発の取組が重要です。

また、少子化の進展、保育ニーズの多様化、深刻化する子どもへの虐待など、子育てを取り巻く環境は厳しさを増してきており、一方でいじめ問題、ゲーム依存、不登校なども大きな社会問題になっている状況です。

これらのことから、保育所・幼稚園及び小・中学校と連携しながら、親子での学び、保護者の学びに取り組みます。

【具体的な取組】

- ・家庭教育学級での啓発
- ・人権・同和教育推進事業補助金の活用による教育・啓発

③ 企業

企業活動が社会に与える影響が大きくなってきており、企業が取り組む人権に対する配慮等に社会の関心が高まり、企業が発展していくためには人権を尊重し、社会貢献をしていくことが求められています。障害の有無にかかわらず、誰もが活躍できる社会の実現の観点から企業は、障害者の雇用が義務化されており、2018（平成30）年には法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられました。また、2019（平成31）年4月には働き方改革関連法案の一部が施行され、時間外労働の上限規制や有休休暇の確実な取得など、働く人々が多様で柔軟な働き方を自分で選択できる環境づくりや人権が尊重された明るい企業づくりが求められています。あわせて、公正採用の推進やパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の人権侵害を許さない環境づくり、えせ同和行為の排除などを進めていく必要があります。企業はCSR（企業の社会的責任）のもと、事業規模や就業時間等を考慮しながら、継続的な人権啓発活動の構築が重要であり、啓発の担い手として重要な役割があります。

このため、企業に対しては、市の商工会と連携を密にし、人権週間や同和问题啓発強調月間などの機会を生かし、企業を訪問しながら、周知文やポスター、チラシ等の提供を通じ、人権啓発活動が充実するよう周知・支援に努めます。

また、人権に関するDVDの貸し出しや講師を派遣するとともに、市が主催する講演会や研修会への参加を推進します。

【具体的な取組】

- ・企業研修会の実施
- ・人権出前講座の実施
- ・人権・同和教育推進事業補助金の活用による教育・啓発

(2)人権啓発

人権啓発は、市民に幅広く正しい理解と共感が得られる必要があります。

ア 社会情勢等を踏まえた内容の充実

人権啓発においては、意識調査の結果から、生活に身近な人権問題を取り上げるなどの社会情勢を的確に捉え、市民の理解が図られ、共生や共感が実感できる内容が求められています。

そのためには、市民に憲法をはじめとする人権関係法令、国際条約及び本市の人権に関する条例などの基本的な知識の修得や啓発内容の充実が必要になります。

また近年、子どもや女性及び高齢者や障害者への虐待など、生命を脅かす事案や事件など、人の命を尊重する意識が希薄になってきています。

このような状況をうけ、生命の尊さや大切さ、自分の人権を守ると同時に他の人の人権を守らなければならないことなど、市民一人ひとりがお互いを認め合い、支えあう共生社会の実現を目指すことへの理解を深め、それを実感できる取組を推進します。

従前のような各種の人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布、講演会や研修会の実施、視聴覚教材の放映及び広報紙への掲載などは、一定の効果はあるものの、複雑かつ多様化した現代社会ではそれらに加え、被差別の視点に立ち、その問題に直面した際に、その問題をどのように感じるか、自分ならどのように行動すべきかなどの感性に訴える取組も交えながら、今後は、それぞれの啓発のあり方を見直すことも含め新たな取組を推進します。

イ 市民参加・体験型の啓発活動の実施

啓発活動の方法については、関係機関や関係団体等と連携協力を得ながら、生活に身近な人権課題などを取り上げてのワークショップ、スポーツや高齢者疑似体験等の参加・体験を通じ、市民が主体的に人権課題に正しい理解と認識を深める教育・啓発活動に取り組み、「気づき」から「学び」を推進します。

ウ 親しみやすくわかりやすい情報発信の充実

広報紙などでの人権啓発記事について、身近な人権課題や風習、慣習など、親しみやすく具体的な事例を挙げながら、様々な人権問題を考えることのできる内容や情報の発信に努めます。

エ 人権啓発拠点施設の活用

幸立文化センターは、人権文化の発信基地に加え、福祉と人権の拠点施設としての機能を持ち、「集い」「気づき」「学び」「行動へ」などの機会や場の提供及び人と人との交流に一層推進するとともに、相談事業については、関係

機関と緊密な連携を図るなど、より充実に努めます。

(3)人材の育成

意識調査のなかの「一人ひとりの人権が大切にされる住みよきさぬき市を実現するために、本市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか」との問いに対し「人権教育を充実する」と回答した人が約 5 割を占めています。人権・同和教育の役割は大きく、改善が急務となっているとともに、学校教職員は、人権尊重の理念に関する十分な理解と認識を持つことや実践的な指導力が必要である一方で、学校現場では、教職員の世代交代が進み、人権・同和教育に関する知識、指導法等の継承が難しくなっている課題があります。

このことから、若手教職員等の育成が喫緊の課題となっているため、研修会の充実に努めます。

社会教育については、地域や企業等における人権教育・啓発活動を継続する必要があるため、人権に関する指導者や推進リーダー等の養成、育成及び資質向上に努めます。

【具体的な取組】

- ・人権・同和教育推進のための若年研修の実施
- ・人権・同和教育担当者研修会の実施
- ・現地学習会の実施及び受け入れ
- ・人権・同和教育職員研修の実施
- ・人権啓発推進員研修の実施
- ・人権教育・啓発者養成講座の実施

(4)相談体制の充実

市民からの相談は、人権をはじめ生活、医療、健康、教育、福祉、子育て等の多岐にわたるため、相談体制の充実が求められています。

このことから、行政は市民の身近な相談窓口として、関係課、関係機関及び人権擁護委員等と人権相談や行政相談、法律相談等を有効に活用しながら連携協力し、相談体制の充実を図るとともに、気軽に相談できる雰囲気づくりや、相談窓口の周知にも努めます。

(5)効果的な推進のために

ア 社会教育団体、市民団体等との連携

人権意識については、一人ひとりの意識の変化によって変わってくるものであり、行政だけの人権教育・啓発には限界があります。

人権教育・啓発は、人と人とのコミュニケーションの中で広がっていくことであり、地域に根差した社会教育団体、市民団体等がその担い手として重要な役割を果たすものと考えことから、まずは研修会への参加を働きかけ、連携しながら人権啓発への取組を進めます。

【具体的な取組】

- ・人権・同和教育推進事業補助金の活用による教育・啓発

イ 国・県との連携・協力

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のため、国や県、民間団体や企業等との連携・協力を図り、特に県や市町等で構成する「香川県人権啓発推進会議」や高松法務局等で構成する「高松地域人権啓発活動ネットワーク協議会」等との連携を強化します。

また、保健・医療関係者、福祉関係者、警察、消防、報道関係者など人権に関わりの深い特定の職業に従事する職員についても、それぞれの関係団体等における人権教育・啓発の取組の充実が図られるよう、情報の提供等の協力を努めます。

ウ 庁内の推進体制

「差別のない明るい住みよいまちづくり」の実現には、人権・同和問題の解決は行政の責務であることや、市民の人権を機軸においた行政運営を進めることが必要です。人権教育・啓発の総合かつ計画的な推進を図るため、市の同和対策本部を中心とし、各部局が連携協力する全庁体制による取組を進めます。

また、職員が人権問題に対して正しい理解と対応ができるよう、日ごろから人権尊重の精神に立って職務を遂行できるよう研修の充実を図るとともに、人権啓発推進員の育成に取り組んでいきます。

【具体的な取組】

- ・人権・同和问题職員研修の実施
- ・人権啓発推進員研修の実施
- ・人権・同和教育に関する全国・県大会への参加

エ マスメディア等の活用

マスメディアについては、市民の意識形成に大きな影響を及ぼすことから、市広報紙の人権啓発記事については、親しみやすく、読みやすいこと、また興味関心がわくなどの創意工夫が必要です。同和问题強調月間（8月）

などの啓発期間においては、市民が集まるあらゆる機会を通じ、啓発DVDの放映及び香川県作成のDVDをケーブルテレビで放映するなど各種広報媒体を積極的かつ有効に活用して、情報提供に努めます。

また、意識調査結果では、「人権に関する研修会等の開催を知らない」と回答した人が約5割となっていることから、新聞、テレビ等のマスメディアの効果を生かし、これらの広報周知にも更に努めます。

オ 基本指針の見直し

本市の人権をめぐる諸状況、人権教育・啓発の現状等について把握するよう努めるとともに、国・県の動向、社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しが必要な場合、随時行います。

資 料

- 世界人権宣言（抜粋）
- 日本国憲法（抜粋）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- 部落差別の解消の推進に関する法律
- さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例
- さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例（抜粋）
- 人権尊重都市宣言

世界人権宣言（抜粋）

1948年12月10日
（国際連合第3回総会 採択）

第1条（自由平等）

すべての人間は、生まれながら自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条（権利と自由の享有に関する無差別待遇）

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

（基本的人権）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等の原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（思想及び良心の自由）

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守)

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければ

ならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的

障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
平成28年法律第68号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年法律第109号

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例

平成29年6月27日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法並びに人間の自由及び平等を定める世界人権宣言を基本理念として、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、様々な人権問題を解決するため、市及び市民の責務を明らかにするとともに、市が人権教育及び人権啓発に関する施策(以下「人権施策」という。)を推進することにより市民の人権擁護のための社会的環境の醸成と人権意識の高揚を図り、もって全ての人の人権が尊重される明るく平和な住みよいまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、行政全ての分野において必要な人権施策を積極的に推進し、市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護に努めなければならない。

2 市は、国、県、家庭、学校、地域社会、企業その他関係機関等と連携しながら、計画的かつ効果的に人権施策を実施するよう努めなければならない。

3 市は、人権施策の推進及び人権擁護のため、必要に応じて調査を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 市民は、市が実施する人権施策に協力するとともに、人権について自己啓発に努めなければならない。

(審議会)

第4条 市は、人権施策その他の人権擁護に関する施策(以下「人権施策等」という。)を円滑かつ効率的に推進するため、さぬき市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策等を推進するための基本的な方策、様々な人権問題への取組方法等について調査審議し、意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる
社会づくり条例(抜粋)

平成31年3月18日

条例第3号

全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。

しかし、依然として障害のある人に対する不当な差別、排除、制限などによる差別が存在しており、これらが障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制約し、社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

不当な差別的取扱いの多くは、障害や障害のある人に対する誤解や偏見、その他理解の不足によるものであり、この社会的障壁を取り除くためには、市民一人一人が身近な問題として障害に関する正しい知識を習得し、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害のある人とない人との相互理解が促進されなければならない。

ここに、私たちは、障害のある人もない人も分け隔てなく、全ての市民が同じ地域に暮らす一員として、「誰もが生き生きと輝いて暮らせる“共生のまち”さぬき市」の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消についての基本的理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消のための施策等を定めることにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別を解消し、第1条に規定する社会を実現するための取組は、次の各号に掲げる事項を基本的な理念(以下「基本理念」という。)とし、社会全体の責任として行わなければならない。

- (1) 全ての障害者は、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害者は、日常生活及び社会生活において、障害者でない者と同等の機会の提供を受け、及び権利を行使することができること。
- (3) 全ての者は、障害者に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。

(4) 全ての者は、障害の多様性及び個別性を認め合い、それぞれの立場を理解し、相互に協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、不当な差別的取扱いの多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を深めるとともに、前条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じた合理的配慮の提供に努めるとともに、第4条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(普及啓発)

第7条 市は、市民及び事業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

人権尊重都市宣言

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。

私たちさぬき市民は、日本国憲法の理念にのっとり、市民一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、相互理解を深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない明るく住みよい社会の実現を誓い、ここにさぬき市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

平成15年9月9日
さぬき市

発行 香川県さぬき市
編集 さぬき市市民部人権推進課
〒769-2195
香川県さぬき市志度5385番地8
TEL 087-894-9088